第三条第五項を次のように改める。

5　前項に規定する調整前控除限度額とは、次に掲げる金額の合計額に当該通算課税事業年度に係る法人税法施行令第百四十八条第三項から第八項までの規定を適用して計算した同条第二項に規定する割合を乗じて計算した金額（次項において「調整前控除限度額」という。）をいう。

一　前項の通算法人の当該通算課税事業年度の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該通算課税事業年度の基準法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三章第五節若しくは第五節の二の規定（以下この項において「税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額を当該通算課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）から、法人税法第六十七条の規定及び税額加算規定の適用がないものとして同法第六十九条の二、法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項並びに第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定を適用した場合に法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額

二　前項の通算法人の当該通算課税事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（次項及び第七項において「他の通算法人」という。）の当該終了の日に終了する課税事業年度（以下この号及び次項において「他の課税事業年度」という。）の法第九条に規定する課税標準法人税額につき法第十条の規定を適用して計算した地方法人税の額（当該他の課税事業年度の基準法人税額のうちに税額加算規定により加算された金額がある場合には、当該基準法人税額から当該加算された金額を控除した金額を当該他の課税事業年度の基準法人税額とみなして法第九条及び第十条の規定を適用して計算した金額）から、法人税法第六十七条の規定及び税額加算規定の適用がないものとして同法第六十九条の二、法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項並びに第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定を適用した場合に法第十二条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額の合計額

第三条に次の二項を加える。

6　第四項に規定する控除限度調整額とは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額のうちに同号イに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。

一　他の通算法人の他の課税事業年度の調整前控除限度額が零を下回る場合のその下回る額の合計額

二　次に掲げる金額の合計額

イ　第四項の通算法人の当該通算課税事業年度の調整前控除限度額（零を超えるものに限る。）

ロ　他の通算法人の他の課税事業年度の調整前控除限度額（零を超えるものに限る。）の合計額

7　通算法人（通算法人であった内国法人を含む。）は、当該通算法人の通算課税事業年度後において、当該通算課税事業年度の法第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に地方法人税額（第五項第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）として記載された金額と当該通算課税事業年度の地方法人税額とが異なることとなった場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなった地方法人税額を通知しなければならない。

第十条第一項中「又は第三号」を削り、同条を第十六条とする。

第九条第一項第一号中「第二十二条第二項」を「第二十二条の二第二項」に改め、同項第二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条の二第一項」に、「第六条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第二十二条第三項」を「第二十二条の二第三項」に、「第六条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第六条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第八条中「第八十条第七項」を「第八十条第十項」に改め、「第八十一条の三十一第六項又は」及び「、同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度」を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（更正等により還付すべき外国税額の充当の順序）

第十四条　第九条の規定は、法第二十七条の二第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について準用する。

第七条第一項中「第二十二条第二項」を「第二十二条の二第二項」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項」を「第二十二条の二第一項」に改め、同項第二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条の二第一項」に、「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十二条の二第一項」に、「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「第二十二条第三項」を「第二十二条の二第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第六条中「第二十二条第一項」を「第二十二条の二第一項」に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第一号中「第六条第一号から第三号まで」を「第六条第一号又は第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　その課税事業年度の法第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に係る法第二十二条第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。以下この項において同じ。）と法第二十二条の二第一項又は第二項の規定による還付金とがある場合において、これらの還付金をその課税事業年度の同号に定める基準法人税額に対する地方法人税で未納のものに充当するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める還付金からまず充当するものとする。

一　第九条第一号に規定する地方法人税に充当する場合　法第二十二条第一項の規定による還付金

二　中間納付額に充当する場合　法第二十二条の二第一項又は第二項の規定による還付金

第六条を第十一条とする。

第五条中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第五号」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条の二第一項」に改め、同条を第十条とする。

第四条の二第一項中「第十九条の二第二項第一号」を「第十九条の三第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十九条の二第三項」を「第十九条の三第三項」に改め、「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（外国税額の還付の手続）

第八条　税務署長は、法第十九条第一項第三号に掲げる金額の記載がある地方法人税確定申告書の提出があった場合には、当該金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、法第二十二条第一項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

（還付すべき外国税額の充当の順序）

第九条　法第二十二条第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一　法第二十二条第一項の地方法人税確定申告書に係る課税事業年度の法第六条第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（当該還付金が法第十九条第一項第三号に掲げる金額に係るものである場合には、中間納付額を除く。）があるときは、当該地方法人税に充当する。

二　前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。